

Info
4

合併処理浄化槽の設置で川と自然をもっときれいに 浄化槽設置費用を補助します



市では、河川の水質浄化や生活環境の改善を図るため、合併処理浄化槽設置費用の一部を予算の範囲内で補助します。補助金を活用し、単独処理浄化槽からの切り替えをお願いします。

問い合わせ 下水道課庶務係(菊川浄化センター内 ☎35-0933)

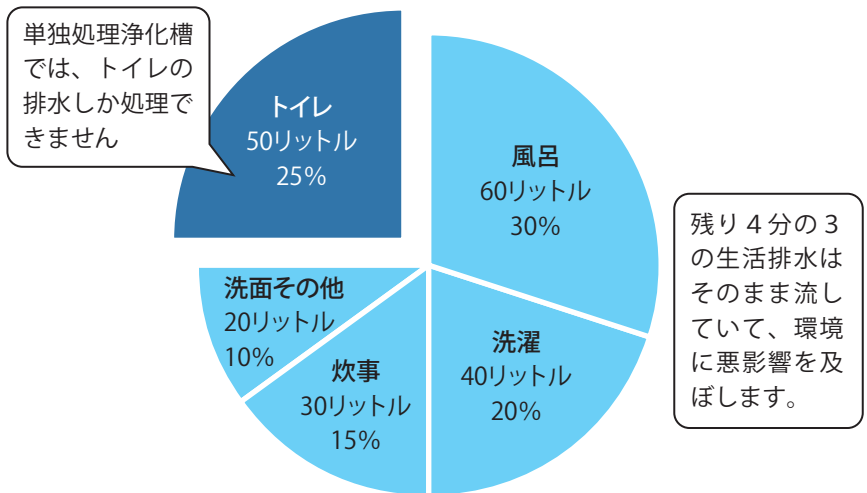
環境にやさしい合併処理浄化槽への切り替えをお願いします

私たちは1日におよそ200リットルの水を使って生活しています。きれいな水が流れる川と自然豊かなまちを守っていくには、生活排水の処理がとても重要です。

単独処理浄化槽はトイレの排水だけしか処理できないため、生活排水のほとんどが汚れたまま水路や川に流されてしまいます。

このことから市では、全ての生活排水をきれいにできる合併処理浄化槽の設置を推進するため、補助金を交付しています。

1人が1日に使う水の量(200リットルの内訳)



■対象区域

市全域のうち下水道認可区域・農業集落排水事業採択区域(高橋原地域の一部)・平尾下水処理場使用区域、集合処理施設設置区域(奥の谷および花木)を除く区域

■対象者

新たに10人槽以下の合併処理浄化槽を設置し、かつ次の①~③のいずれかに該当する人

- ①市内の一般住宅(居住のみを目的に建てられた住宅)に住んでいる人、または建築予定の人
- ②2分の1以上を居住とする併用住宅(店舗などの業務用部分が居住部分と結合している住宅)に住んでいる人、または建築予定の人
- ③建売住宅(販売を目的とした浄化槽付き住宅)を浄化槽設置年度と同一年度に最初に購入した人

※以下に該当する場合は、補助対象外となります。

- ・賃貸住宅、共同住宅および事業所などに設置する場合
- ・現在の居住地で合併処理浄化槽を使用している人が、新たに合併処理浄化槽を設置する場合(分家は除く)
- ・同一世帯に市税、県民税および国保税などの滞納がある場合

■補助されるもの

浄化槽本体の設置に係る費用のみ
※配管などの工事費は対象外となります。

■補助対象区分および補助金上限

区分		人槽	補助金上限額
用途区域内で 下水道認可 区域外※1	新築 増改築 付け替え※3	5人槽	73万 5,000円
		7人槽	85万 1,000円
		10人槽	126万 1,000円
用途区域外※2	新築 増改築	5人槽	14万 4,000円
		7人槽	18万 3,000円
		10人槽	24万 3,000円
	付け替え※3	5人槽	53万 1,000円
		7人槽	63万円
		10人槽	90万 3,000円

- ※1 用途区域内であり、下水道事業の認可区域ではない区域
- ※2 用途区域外であり、下水道事業の認可区域ではない区域
- ※3 単独処理浄化槽およびくみ取り便所を合併処理浄化槽に付け替えるもので、リフォームや増改築が伴わないもの